

○厚生労働省告示第 号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）に基づき、厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合

一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注3の(1)及び注4の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関

する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は基準該当児童発達支援事業所（児童発達支援に係る基準該当通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）を行う事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所」と総称する。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める障害児の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定児童発達支援事業所等の障害児の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)に掲げる利用定員（指定児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている利用定員を、基準該当児童発達支</p>	<p>百分の七十</p>

援事業所の場合にあつては厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第 号。以下「第 号告示」という。）第二号ロ(1)(四)に基づく利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合

(一) 利用定員が十一人以下利用定員の数に三を加えて得た数を超える場合

(二) 利用定員が十二人以上 利用定員の数に百分の百二十五を乗じて得た数を超える場合

(2) 一日の障害児の数が、次の(一)又は(二)に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合

(一) 利用定員が五十人以下 利用定員の数

<p>に百分の百五十を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(二) 利用定員が五十一人以上 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	
<p>ロ 指定児童発達支援事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定児童発達支援事業所等の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）の場合にあつては指定通所基準の規定により置くべき指導員若し</p>	<p>百分の七十</p>

<p>(1) 合 指定児童発達支援事業所の場 合にあっては、指定児童発達支 援事業所の営業時間の時間数 が次の(1)又は(2)のいずれ かに該当する場合</p>	<p>厚生労働大臣が定める営業時 間の時間数の基準</p>	<p>ハ 指定児童発達支援事業所等 の営業時間の時間数が次の表 の上欄に掲げる時間数の基準 に該当する場合については、所 定単位数に乘じる割合を同表 の下欄に掲げるところによる ものとする。</p> <p>厚生労働大臣が定める所定単 位数に乘じる割合</p>
	<p>百分の八十</p>	<p>クは保育士又は児童発達支 援管理責任者の員数を満たし ていないこと。(児童発達支 援管理責任者の員数については、 指定通所基準附則第二条の規定 により、適用しない場合も含 む。)</p> <p>(2) 基準該当児童発達支援事 業所の場合にあつては第 号 告示第二号ロ(1)又は(2)の 基準を満たしていないこと。</p>

は指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間を満たしていないこと。

(2) 基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては第 号告示第二号ロ(五)に基づき定めた当該基準該当児童発達支援事業所の営業時間が四時間を満たしていないこと。

二 通所給付費単位数表第2の1の医療型児童発達支援給付費の注2の(1)及び注3の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定医療型児童発達支援事業所（指定通所基準第五十六条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準

厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合

指定医療型児童発達支援事業所の障害児の数が次の(1)又は(2)に掲げる利用定員の区分に

百分の七十

応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合

(1) 過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合

(一) 利用定員が十一人以下利用定員（指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。の数に三を加えて得た数を超える場合

(二) 利用定員が十二人以上 利用定員の数に百分の百二十五を乗じて得た数を超える場合

(2) 一日の障害児の数が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合

(一) 利用定員が五十人以下 利用定員の数に百分の百五十を乗じて得た数を超える

<p>場合</p> <p>(二) 利用定員が五十一人以上 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	<p>ロ 指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関（法第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準</p>	<p>指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第六十三条に規定す</p>
	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>	<p>百分の八十</p>

る運営規程に定められている営業時間が四時間を満たしていないこと。

(2) 指定医療機関の場合にあつては、指定医療型児童発達支援を行うのに要する1日当たりの標準的な時間数が四時間を満たしていないこと。

三 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注5の(1)及び注6の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）又は基準該当放課後等デイサービス事業所（放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援を行う事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定放課後等デイサービス事業所等」と総称する。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合

については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準

厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合

指定放課後等デイサービス事業所等の障害児の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) 過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)に掲げる利用定員（指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第六十九条に規定する運営規程に定められている利用定員を、基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあつては第 号告示第八号ロ(1)(四)に基づく利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。)の区分に応じ、それぞれ
 - (一)又は(二)に定める場合に該当する場合
 - (一) 利用定員が十一人以下 利用定員の数に三を加えて得た数を超える場合
 - (二) 利用定員が十二人以上 利用定員の数

百分の七十

に百分の百二十五を乗じて得た数を超える場合

(2) 一日の障害児の数が次の(一)又は(二)に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合

(一) 利用定員が五十人以下 利用定員の数に百分の百五十を乗じて得た数を超える場合

(二) 利用定員が五十一人以上 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を加えて得た数を超える場合

ロ 指定放課後等デイサービス事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準

厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合

指定放課後等デイサービス事業所等の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

百分の七十

(1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準の規定により置くべき指導員若しくは保育士又は児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと。(児童発達支援管理責任者の員数については、指定通所基準附則第二条の規定により、適用しない場合も含む。)

(2) 基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあつては第 号告示第八号ロ(1)又は(2)の基準を満たしていないこと。

ハ 指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基

厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割

<p>指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第七十一条の規定により読み替えて適用される指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間を満たしていないこと。(授業の終了後に行う場合を除く。)</p> <p>(2) 基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあつては第 号告示第八号ロ(1)(五)に基づき定めた当該基準該当放課後等デイサービス事業所の営業時間が四時間を満たしていないこと。(授業の終了後に行う場合</p>	<p>準</p>
<p>百分の八十</p>	<p>合</p>

合を除く。)

四 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働

省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表第1の福祉型障害児入所施設給付費の注2の

(1)又は第2の医療型障害児入所施設給付費の注2の(1)の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準
及び所定単位数に乗じる割合

指定障害児入所施設（法第二十四条の二に規定する指定障害児入所施設をいう。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定障害児入所施設の過去三月間の障害児の数の平均値が、入所定員（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第三十条（第五十七条において準用する場合を含む。）に規定する運営規程	百分の七十

に定められている入所定員をいう。以下この号において「入所定員」という。）の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)に掲げる入所定員の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める場合に該当する場合

(1) 入所定員が五十人以下 一日の障害児の数が、入所定員の数

に百分の百十を乗じて得た数を超える場合
(2) 入所定員が五十一人以上 一日の障害児の数が、入所定員の数に当該入所定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加えた数を加えて得た数を超える場合

○厚生労働省告示第 号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣が定める施設基準

- 一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注1の厚生労働大臣が定める施設基準
- イ 通所給付費等単位数表第1の1のイを算定すべき指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第四項及び第六条第五項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）の施設基準

当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき指定通所基準第六条第一項第二号に規定する児童

指導員又は保育士（以下この号において「児童指導員等」という。）及び同条第二項に規定する機能訓練担当職員（以下この号において「機能訓練担当職員」という。）の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1のロを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員等並びに指定通所基準第六条第三項第一号に規定する言語聴覚士及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は四以上であること。

ハ 通所給付費等単位数表第1の1のハを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員等並びに指定通所基準第六条第四項第一号に規定する看護師及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、看護師及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ一以上であること。

二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1のニを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき指定通所基準第五条第一項第一号に規定する指導員又は保育士及び同条第二項に規定する機能訓練担当職員の員数の総数が、次の(1)又は(2)のいずれ

れかに該当すること。

(1) 障害児の数が十以下の指定児童発達支援の単位にあつては、二以上。

(2) 障害児の数が十一以上の指定児童発達支援の単位にあつては、二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1の二を算定すべき基準該当児童発達支援事業所（通所給付費等単位数表第1の1の注2に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 次の(一)から(五)までに掲げる基準を満たしていること。

(一) 指定通所基準第五条第一項第一号の基準と同等な人員を確保していること。

(二) 指定通所基準第五条第一項第二号に規定する児童発達支援管理責任者（以下「児童発達支援管理責任者」という。）を一以上配置していること。

(三) 指導訓練を行う場所を確保するとともに、必要な機械器具類を有していること。

(四) 基準該当児童発達支援事業所の利用定員は、十人以上とすること。

(五) 基準該当児童発達支援（通所給付費等単位数表第1の1の注2に規定する基準該当児童発達支援をいう。）の提供に当たって、指定通所基準第十二条から第二十二條まで、第二十三

条（第一項及び第四項を除く。）、第二十四条、第二十五条第二項、第二十六条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までに規定する運営に関する基準と同等な内容を満たし、運営の向上に努めること。

(2) 次の(一)及び(二)に掲げる基準を満たしている指定生活介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供すること。

(一) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、指定生活介護の利用者の数及び指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であったとした場合に、当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(二) 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

(3) 次の(一)から(三)までに掲げる基準を満たしている指定通所介護事業所（指定居宅サービス等の

事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。
。）が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供すること。

(一) 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

(二) 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、指定通所介護の利用者の数及び指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

(三) 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

ハ 通所給付費等単位数表第1の1のホを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
指定通所基準第五条第三項の基準を満たしていること。

三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注6及び第1の2の注の厚生労働大臣が定める施設基準

前号ロ(1)に掲げる基準を満たしている基準該当児童発達支援事業所(同ロ(2)又は(3)に該当する基準該当児童発達支援事業所を除く。)であること。

四 通所給付費等単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

イ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置していること。ただし、加算の対象となる障害児が難聴児である場合にあつては言語聴覚士を除き、重症心身障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。))第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)である場合にあつては理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

五 通所給付費等単位数表第1の12の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であるこ

と。

ロ 八時間以上の営業時間の前後の時間において、児童発達支援を行うこと。

ハ 指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

六 通所給付費等単位数表第2の8の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

イ 言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置していること。

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

七 通所給付費等単位数表第2の9の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ 八時間以上の営業時間の前後の時間において、医療型児童発達支援を行うこと。

ハ 指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

八 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1のイを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位（指定通所基準第六十六条第三項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）の施設基準

指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

ロ 通所給付費等単位数表第3の1のイを算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所（通所給付費等単位数表第3の1の注1に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (1) 次の(一)から(五)までに掲げる基準と同等な人員を確保していること。
- (一) 指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を確保していること。
- (二) 児童発達支援管理責任者を一以上配置していること。
- (三) 指導訓練を行う場所を確保するとともに、必要な機械器具類を有していること。

(四) 基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員は、十人以上とすること。

(五) 基準該当放課後等デイサービス（通所給付費等単位数表第3の1の注1に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。）の提供に当たって、指定通所基準第七十条（第一項を除く。）、第七十一条において準用する第十二条から第二十二条まで、第二十五条第二項、第二十六条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までに規定する運営に関する基準と同等な内容を満たし、運営の向上に努めること。

(2) 次の(一)及び(二)に掲げる基準を満たしている指定生活介護事業所が、地域において放課後等デイサービスが提供されていないこと等により放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供すること。

(一) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、指定生活介護の利用者の数及び指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(二) 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

(3) 次の(一)から(三)までに掲げる基準を満たしている指定通所介護事業所が、地域において放課後等デイサービスが提供されていないこと等により放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定通所介護を提供すること。

(一) 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

(二) 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、指定通所介護の利用者の数及び指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

(三) 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

九 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注3及び注4の厚生労働大臣が定める施設基準

通所給付費等単位数表第3の1のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準
指定放課後等デイサービスの単位ごとに置くべき職員及びその員数が次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 看護師 一以上

ロ 児童指導員又は保育士 一以上

ハ 機能訓練担当職員 一以上

二 児童発達支援管理責任者 一以上

十 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注7及び第3の2の注の厚生労働大臣が定める施設基準

第八号ロ(1)に掲げる基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業所(同ロ(2)又は(3)に該当する基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。)であること。

十一 通所給付費等単位数表第3の7の注の厚生労働大臣が定める施設基準
次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

イ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置していること。ただし、加算の対象となる障害児が重症心身障害児である場合にあつては、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

十二 通所給付費等単位数表第3の10の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定通所基準第七十一条において準用する指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ 八時間以上の営業時間の前後の時間において、放課後等サービスを行うこと。

ハ 指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

十三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）

第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として知的障害児（主として知的障害のある児童をいう。以下同じ。）又は自閉症児（主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

- (1) 入所給付費単位数表第1の1の注5のイ又はロの規定に該当する障害児（以下この号において「重度障害児」という。）が入所する建物（以下「重度障害児入所棟」という。）であつて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十八条第一号、第二号及び第七号から第九号までに定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂（配膳室を含む。以下同じ。）、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部室並びに当該重度障害児入所棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児入所棟と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。

- (2) 加算の対象となる障害児の居室は、一階に設けることとするほか、次の(一)及び(二)に掲げる基準に適合すること。

- (一) 一室の定員は、四人以下とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は四人を標準とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き三・三平方メートル以上とすること。
- (二) 必要に応じ、一人用居室及び二人用居室を設けることとし、一人用居室の一室の床面積は

- 六・六平方メートル以上、二人用居室の一室の床面積は九・九平方メートル以上とすること。
- (3) 便所の数は、男子五人につき大便所及び小便所各一以上、女子五人につき一以上とすること。
- (4) 重度障害児入所棟の定員は、おおむね二十人以上とすること。
- (5) 重度障害児入所棟は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならないこと。
- (6) 重度障害児入所棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。
。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。
- (7) 重度障害児専用の屋外の遊び場は、重度障害児入所棟に併設するものとし、情緒の安定に役立つよう造園を工夫するとともに、必要な遊具を備え、重度障害児の安全な監護に必要な柵等の設備を設けること。
- (8) 当分の間、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。））又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。））にあつては指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）が相当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとすること。

ロ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第1の1の注5のトの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児入所棟」という。）であつて、設備運営基準第四十八条第一号、第五号から第九号までに定めるもののほか、次の(一)から(十)までに掲げる基準のいずれにも該当すること。

(一) 重度肢体不自由児の居室は、一人当たりの面積を四・九五平方メートル以上とし、重度肢体不自由児が十分に移動することができ、かつ、日常生活動作に便利なよう、特に考慮した構造とすること。

(二) 浴室（水治療法室を兼ねることができる。以下同じ。）、「機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、洗面所等」を設けること。ただし、浴室にあつては重度肢体不自由児入所棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯訓練室にあつては重度肢体不自由児の居室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとすること。

- (三) 重度肢体不自由児入所棟の廊下は、重度肢体不自由児の日常生活動作等に便利なよう、特に考慮した構造とすること。
- (四) 重度肢体不自由児入所棟の看護師詰所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、重度肢体不自由児の各居室が見通せるなど、その位置、構造等について特に考慮して設けること。
- (五) 重度肢体不自由児入所棟の便所及び洗面所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、居室等から比較的近い位置とし、設置数、構造等について特に考慮して設けること。
- (六) 重度肢体不自由児入所棟は、原則として、重度肢体不自由児入所棟以外の入所棟の入所定員が五十人以上である入所棟を有する主として肢体不自由児を入所させる指定福祉型障害児入所施設に設置するものとする。
- (七) 重度肢体不自由児入所棟の入所定員は、おおむね二十人から三十人までとすること。
- (八) 重度肢体不自由児入所棟の建物は、原則として、平屋建ての耐火構造とすること。
- (九) 重度肢体不自由児入所棟の居室は、寝台又は畳敷によることとし、重度肢体不自由児の日常生活動作に便利なよう、寝台の高さを極力低くするなど、特に工夫すること。
- (十) 重度肢体不自由児入所棟は、原則として重度肢体不自由児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。

(2) 当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとする。

十四 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所給付費の注7の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定福祉型障害児入所施設（主として知的障害児又は自閉症児を入所させるものに限る。以下この号において同じ。）の職務に月に一回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当の経験を有する医師を一以上配置すること。

ロ 指定入所基準第四条第一項第一号、第二号のイ、第三号のイの(1)及び第四号から第六号までに定める従業者の員数に加えて、常勤の児童指導員の員数が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）の数が四人以下の指定福祉型障害児入所施設にあっては、二以上。

(2) 加算対象児の数が五人以上の指定福祉型障害児入所施設にあっては、二に、障害児の数が四を超えてその端数を増すごとに一を加えて得た数以上。

ハ 心理指導担当職員を一以上配置すること。

ニ 加算対象児の居室は、原則として個室とすること。ただし、指導及び訓練上の必要がある場合には、二人用居室として差し支えないものとする。

ホ 行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けること。

十五 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所給付費の注9の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第四条第一項に定める従業者の員数に加えて、心理指導担当職員を一以上配置していること。

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

ニ 心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所長が認めた障害児が五人以上いること。

十六 入所給付費単位数表第1の3の注1の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 原則として、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設と同一の敷地内に、自活訓練（入所給付費単位数表第1の3の注1に規定する自活訓練をいう。以下この号において同じ。）を実施するための独立した建物を確保すること。

ロ 自活訓練加算の対象となる障害児の居室が、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 原則として個室とすること。

(2) 通常の家生活に必要な設備を設けること。

十七 入所給付費単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士を一以上配置すること。

ロ 設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間、食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができるときには設けないことができるものとする。

ハ 保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が加算の対象となる障害

児に対して障害の特性に応じた適切な援助及び生活指導ができること。

ニ 加算の対象となる障害児の居室は、障害児一人当たりの床面積を四・九五平方メートル以上とする事。

ホ 小規模グループケアの単位の入所定員は、四人から八人までとする事。ただし、ロの要件を満たしたこの告示の適用前に建設された施設であつて、都道府県知事が適当と認めたものにあつては、入所定員を十人とすることができるものとする事。

ヘ 小規模グループケアの提供に当たつて、小規模グループによるケアの内容を含めた入所支援計画（指定入所基準第三条に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。）を作成し、当該入所支援計画に基づき、適切に行ふ事。

十八 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注4の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定すべき主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設（指定入所基準第二条第二号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第2の1の注4のイ又はロの規定に該当する障害児（以下「重度障害児

「という。」が入所する建物（以下この号において「重度障害児病棟」という。）であって、設備運営基準第五十七条第一号及び第二号に定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部室並びに当該重度障害児病棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児病棟と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。

(2) 加算の対象となる障害児の病室は、設備運営基準第五十七条に定めるもののほか、次の(一)から(三)までに掲げる基準に適合すること。

(一) 一階に設けること。

(二) 一室の定員は、四人以下とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの病室の一室の定員は四人を標準とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き三・三平方メートル以上とすること。

(三) 必要に応じ、一人用病室及び二人用病室を設けることとし、一人用病室の一室の床面積は六・六平方メートル以上、二人用病室の一室の床面積は九・九平方メートル以上とすること。

(3) 便所の数は、男子五人につき大便所及び小便所各一以上、女子五人につき一以上とすること。

(4) 重度障害児病棟の定員は、おおむね二十人以上とすること。

(5) 重度障害児病棟は、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならないこと。

(6) 重度障害児病棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。

この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をするのと。

(7) 重度障害児専用の屋外の遊び場は、重度障害児病棟に併設するものとし、情緒の安定に役立つよう造園等を工夫するとともに、必要な遊具を備え、重度障害児の安全な監護に必要な柵等の設備を設けること。

(8) 当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとする。

ロ 入所給付費単位数表第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第2の1の注4のハの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児病棟」という。

）であつて、設備運営基準第五十七条第一号、第三号及び第四号に定めるもののほか、次の(一)

から(十)までに掲げる基準のいずれにも該当すること。

(一) 重度肢体不自由児の病室は、一人当たりの床面積を四・九五平方メートル以上とし、重度肢体不自由児が十分に移動することができ、かつ、日常生活動作に便利なよう、特に考慮した構造とすること。

(二) 浴室、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、便所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあつては重度肢体不自由児病棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯訓練室にあつては重度肢体不自由児の病室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとする。

(三) 重度肢体不自由児病棟の廊下は、重度肢体不自由児の日常生活動作等に便利なよう、特に考慮した構造とすること。

(四) 重度肢体不自由児病棟の看護師詰所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、重度肢体不自由児の各病室が見通せるなど、その位置、構造等について特に考慮して設けること。

(五) 重度肢体不自由児病棟の便所及び洗面所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、病室等から比較的近い位置とし、設置数、構造等について特に考慮して設けること。

(六) 重度肢体不自由児病棟は、原則として、重度肢体不自由児病棟以外の病棟の入所定員が五十人以上である病棟を有する主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設

に設置するものとする。

(七) 重度肢体不自由児病棟の入所定員は、おおむね二十人から三十人までとすること。

(八) 重度肢体不自由児病棟の建物は、原則として、平屋建ての耐火構造とすること。

(九) 重度肢体不自由児病棟の病室は、寝台又は畳敷によることとし、重度肢体不自由児の日常生活動作に便利なよう、寝台の高さを極力低くするなど、特に工夫すること。

(十) 重度肢体不自由児病棟は、原則として重度肢体不自由児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。

(2) 当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとする。

十九 入所給付費単位数表第2の2の注1の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 原則として、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設と同一の敷地内に、自活訓練（障害児入所給付費単位数表第2の2の注1に規定する自活訓練をいう。以下この号において同じ。）を実施するための独立した建物を確保すること。

ロ 自活訓練加算の対象となる障害児の病室が、次の(1)及び(2)に掲げるいずれの基準にも適合する

こと。

(1) 原則として個室とすること。

(2) 通常の家生活に必要な設備を設けること。

二十 入所給付費単位数表第2の5の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第五十二条に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各单位において、専任の児童指導員又は保育士を一以上配置すること。

ロ 設備については、小規模グループケアの各单位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができるときには設けないことができるものとする。

ハ 保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が加算対象児に対して障害の特性に応じた適切な援助及び生活指導ができること。

ニ 加算の対象となる障害児の居室は、障害児一人当たりの床面積を四・九五平方メートル以上とする。

ホ 小規模グループケアの単位の入所定員は、四人から八人までとすること。ただし、ロの要件を

満たしたこの告示の適用前に建設された施設であって、都道府県知事が適当と認めたものにあつては、入所定員を十人とすることができるものとする。

へ 小規模グループケアの提供に当たって、小規模グループによるケアの内容を含めた入所支援計画を作成し、当該入所支援計画に基づき、適切に行うこと。

○厚生労働省告示第 号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める児童等を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣が定める児童等

一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の9の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援

次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る児童発達支援計画（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第二十七条第一項に規定する児童発達支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機

能等に係る訓練又は心理指導のための計画（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。

ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

ニ 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

二 通所給付費等单位数表第1の13の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 指定児童発達支援事業所等（通所給付費等单位数表第1の2に規定する指定児童発達支援事

業所等をいう。以下同じ。）において(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。））にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当通所支援の場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。）に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

(4) 指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 指定児童発達支援事業所等において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の

納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イの(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

三 通所給付費等単位数表第1の14の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ 指定児童発達支援事業所等において、イの賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

ニ 指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

ヘ 指定児童発達支援事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

四 通所給付費等単位数表第2の8の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定医療型児童発達支援

次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る医療型児童発達支援計画（指定通所基準第六十四条において準用する指定通所基準第二十七条第一項に規定する医療型児童発達支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作に係る訓練、言語訓練又は心理指導のための計画（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。

ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

ニ 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

五 通所給付費等単位数表第2の10の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

六 通所給付費等単位数表第2の11の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

七 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注2の厚生労働大臣が定める見

童

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）第四十一条の規定により放課後等デイサービスに係る法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされた通所給付決定保護者に係る障害児が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学していないもの。

八 通所給付費等単位数表第3の7の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス

次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る放課後等デイサービス計画（指定通所基準第七十一条において準用する指定通所基準第二十七条第一項に規定する放課後等デイサービス計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全

般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。

ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

二 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

九 通所給付費等単位数表第3の11の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十 通所給付費等単位数表第3の12の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十一 通所給付費等単位数表第4の3の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十二 通所給付費等単位数表第4の4の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）

第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動

通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	一日中	絶えず
パニックへの対応が困難			困難
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難			困難

十四 入所給付費単位数表第1の3の注1及び第2の2の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練

次のイからトまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 自活訓練加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る入所支援計画（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二十一条第一項に規定する入所支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の六月間の個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する指導のための計画（以下この号において「自活訓練計画」という。）を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。

ロ 自活訓練計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の自活に向けて解決すべき課題を把握し、必要に応じて当該自活訓練計画の見直しを行うこと。

ハ 自活訓練計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る入所給付決定保護者（法第二十条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。）及び加算対象児に対し、当該自活訓練計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

ニ 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

ホ 加算対象児の退所後の住居の確保に努めること。

ヘ 加算対象児の家族、特別支援学校及び公共職業安定所等の関係機関との密接な連携により、加算対象児が退所後円滑に就労できるよう努めること。

ト 自活訓練の開始後二年以上を経過した指定障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。）にあつては、過去二年間において自活訓練を受けた障害児のうち、一人以上が退所していること。

十五 入所給付費単位数表第1の10の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十六 入所給付費単位数表第1の11の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十七 入所給付費単位数表第2の6の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十八 入所給付費単位数表第2の7の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

○厚生労働省告示第 号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める送迎を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣が定める送迎

- 一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第6の12の注1の厚生労働大臣が定める送迎次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定生活介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が、当該指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設

設において行われる指定生活介護（指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。）又は指定障害者支援施設が行う生活介護に係る障害福祉サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。

(2) 原則として、当該月において、一回の送迎につき、平均十人以上（ただし、利用定員が二十人未満の事業所にあつては、一回の送迎につき、平均的に定員の百分の五十以上）の利用者が利用し、かつ、週三回以上の送迎を実施している場合であること。

二 介護給付費等単位数表第7の12の注の厚生労働大臣が定める送迎

指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。）が、当該指定短期入所事業所において行われる指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。）の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。

三 介護給付費等単位数表第11の7の注、第12の11の注、第13の14の注、第14の13の注及び第15の15の注において厚生労働大臣が定める送迎

第一号の規定を準用する。

○厚生労働省告示第 号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

本文中「第8の1の注4」を「第7の1の注7、注10及び注13」に改める。

○厚生労働省告示第 号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第二十一条第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省告示第 号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第三項第一号及び第三十条第三項第一号の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第1の1の注12中「都道府県知事」の下に「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の1第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）」を加える。

別表第6の12の注1中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十四号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号中「第四十四条第三項第一号」を「第四十四条第三項第一号イ」に、「第9」を「第8」に改め、「並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十条に規定する旧法施設支援（通所によるものを除く。以下「旧法施設支援」という。）」を削る。

第二号中「第四十四条第三項第一号」を「第四十四条第三項第一号イ」に改め、同号イ中「法第十九条第一項」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項」に改め、同イの(1)中「八〇、〇〇〇単位」を「八三、〇四〇単位」に改め、同イの(2)中「三一、七六〇単位」を「三二、九六〇単位」に改め、同号ロの(1)中「五八、〇四〇単位」を「六三、四

〇〇単位」に改め、同ロの(2)中「二九、三五〇単位」を「三二、〇六〇単位」に改め、同号ハの(1)の(一)中「四〇、〇三〇単位」を「四四、〇七〇単位」に改め、同(1)の(二)中「二八、二七〇単位」を「三一、一一〇単位」に改め、同(1)の(三)中「二二、五四〇単位」を「二四、八一〇単位」に改め、同(1)の(四)中「一八、〇二〇単位」を「一九、八二〇単位」に改め、同ハの(2)中「一二、三一〇単位」を「一三、五六〇単位」に改め、同ハの(3)中「第12」を「第11」に、「第13」を「第12」に、「第14」を「第13」に、「第15」を「第14」に、「若しくは」を「又は」に、「第16」を「第15」に改め、「又は障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）別表指定旧法施設支援単位数表の第1の1の旧身体障害者更生施設支援費、同表の第2の1の旧身体障害者療護施設支援費、同表の第3の1の旧身体障害者授産施設支援費、同表の第4の1の旧知的障害者更生施設支援費若しくは同表の第6の1の旧知的障害者授産施設支援費（それぞれ通所による指定旧法施設支援（法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。）に係るものに限る。」を削り、「以下」を「（以下）」に改め、同(3)の(一)中「二二、二四〇単位」を「二四、四九〇単位」に改め、同(3)の(二)中「一六、二一〇単位」を「一七、八四〇単位」に改め、同(3)の(三)中「一二、三一〇単位」を「一三、五六〇単位」に改め、同(3)の(四)中「一二、六八〇単位」を「一三、九四〇単位」に改め、同(3)の(五)中「九、八二〇単位」を「一〇、八〇〇単位」に改め、同ハの(4)中「第10」を「第9」に改め、同(4)の(一)中「三、三三〇単位」を「三、六六〇単位」に

改め、同(4)の(二)の a 中「一三、六三〇単位」を「一五、〇〇〇単位」に改め、同(二)の b 中「八、六七〇単位」を「九、五四〇単位」に改め、同(二)の c 中「六、七七〇単位」を「七、四四〇単位」に改め、同(4)の(三)中「三、三三〇単位」を「三、六六〇単位」に改め、同(4)の(四)の a 中「一五、二四〇単位」を「一六、七八〇単位」に改め、同(四)の b 中「一〇、〇六〇単位」を「一一、〇七〇単位」に改め、同(四)の c 中「八、一八〇単位」を「九、〇〇〇単位」に改め、同(四)の d 中「七、一九〇単位」を「七、九一〇単位」に改め、同(4)の(五)中「三、三三〇単位」を「三、六六〇単位」に改め、同号ニの(1)の(一)中「二六、二一〇単位」を「二九、一七〇単位」に改め、同(1)の(二)中「二〇、一八〇単位」を「二二、四五〇単位」に改め、同(1)の(三)中「一五、一九〇単位」を「一六、八九〇単位」に改め、同(1)の(四)中「一一、二五〇単位」を「一二、五四〇単位」に改め、同(1)の(五)中「一四、三一〇単位」を「一五、九四〇単位」に改め、同ニの(2)中「六、七五〇単位」を「七、四九〇単位」に改め、同ニの(3)中「及び介護給付費等単位数表の第7の1の児童デイサービス費(以下「児童デイサービス費」という。)」を削り、同(3)の(一)中「一七、一二〇単位」を「一九、〇五〇単位」に改め、同(3)の(二)中「一四、二三〇単位」を「一五、八一〇単位」に改め、同(3)の(三)中「一一、一七〇単位」を「一二、四五〇単位」に改め、同(3)の(四)中「八、六〇〇単位」を「九、五六〇単位」に改め、同(3)の(五)中「六、七五〇単位」を「七、四九〇単位」に改め、同(3)の(六)中「一四、三一〇単位」を「一五、九四〇単位」に改め、同ニの(4)の(一)中「一、八四〇単位」を「二、〇六〇単位」に改め、同(4)の(二)の a 中「一〇、

四五〇単位」を「一一、六三〇単位」に改め、同(二)のb中「七、五九〇単位」を「八、四四〇単位」に改め、同(二)のc中「五、九〇〇単位」を「六、五九〇単位」に改め、同(二)のd中「五、〇六〇単位」を「五、六四〇単位」に改め、同(4)の(三)中「一、八四〇単位」を「二、〇六〇単位」に改め、同号ホ中「(1)から(3)まで」を「(1)から(4)まで」に改め、同ホの(1)中「及び(3)」を「(1)から(4)まで」に改め、同(1)の(一)中「一九、四五〇単位」を「二四、九四〇単位」に改め、同(1)の(二)中「一三、五〇〇単位」を「一八、一七〇単位」に改め、同(1)の(三)中「八、四四〇単位」を「一二、四〇〇単位」に改め、同(1)の(四)中「四、五〇〇単位」を「七、九六〇単位」に改め、同(1)の(五)中「三、〇五〇単位」を「六、二九〇単位」に改め、同(1)の(六)中「二、三七〇単位」を「五、五四〇単位」に改め、同(1)の(七)中「七、五九〇単位」を「一一、四八〇単位」に改め、同ホの(3)の(一)中「八、六〇〇単位」を「九、七六〇単位」に改め、同(3)の(二)中「五、七四〇単位」を「六、五一〇単位」に改め、同(3)の(三)中「四、一〇〇単位」を「四、六六〇単位」に改め、同(3)の(四)中「三、二五〇単位」を「三、六九〇単位」に改め、同(3)の(五)中「一、二四〇単位」を「一、四〇〇単位」に改め、同(3)を同ホの(4)とし、同ホの(2)中「及び児童デイサービス費」を削り、「(3)」を「(4)」に、「一七、一二〇単位」を「一九、四四〇単位」に改め、同(2)を同ホの(3)とし、同ホの(1)の次に次のように加える。

(2) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(3)及び(4)に掲げる者を除く。) 次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げ

る単位数

- (一) 区分六に該当する者 二二、〇八〇単位
- (二) 区分五に該当する者 一五、三五〇単位
- (三) 区分四に該当する者 九、五九〇単位
- (四) 区分三に該当する者 五、一〇〇単位
- (五) 区分二に該当する者 三、四七〇単位
- (六) 区分一に該当する者 二、六八〇単位
- (七) 障害児 八、六二〇単位

第二号へ中「第17」を「第16」に、「一、八四〇単位」を「二、一一〇単位」に改め、同号下の(1)の(一)中「一〇、四九〇単位」を「一一、九二〇単位」に改め、同(1)の(二)中「七、六三〇単位」を「八、六六〇単位」に改め、同(1)の(三)中「五、九四〇単位」を「六、七七〇単位」に改め、同下の(2)中「二、七〇〇単位」を「三、〇八〇単位」に改め、同下の(3)の(一)中「九、二四〇単位」を「一〇、五一〇単位」に改め、同(3)の(二)中「六、三九〇単位」を「七、二六〇単位」に改め、同(3)の(三)中「四、七〇〇単位」を「五、三二〇単位」に改め、同号下の(1)中「七、三九〇単位」を「八、四〇〇単位」に改め、同下の(2)中「四、五四〇単位」を「五、一四〇単位」に改め、同下の(3)中「二、八五〇単位」を「三、二五〇単位」に改め、同号下の(1)中「九、八九〇単位」を「一一、二七〇単位」に改め、同

りの(2)中「二、七〇〇単位」を「三、〇九〇単位」に改める。

第三号及び第四号を削る。

○厚生労働省告示第 号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号イの(6)中「介護福祉士」の下に「、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百五号）附則第二条第二項の規定により行うことができることとされた同法第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第五号の指定を受けた学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（以下「実務者研修修了者」という。）」を加え、同イの(7)中「五年以上の実務経験を有する」の下に「実務者研修修了者、」を加え、同イの(9)中「以上である者」の下に「及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者（当該指定居宅介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録を受けている場合に限る。以下「喀痰吸引等を必要とする者」という。）」を加える。

第八号中「第14の13の注」を「第13の13の注2」に、「第15の11の注」を「第14の11の注」に、「第16の12の注」を「第15の12の注」に改め、同号イ中「就労移行支援事業又は」を削り、「以下」の下に「この号において」を加え、同号ハの(1)を削り、同ハの(2)中「第15」を「第14」に改め、同(2)を同ハの(1)とし、同ハの(3)中「第15」を「第14」に改め、同(3)を同ハの(2)とし、同ハの(4)中「第16」を「第15」に改め、同(4)を同ハの(3)とし、同ハの(5)中「第16」を「第15」に改め、同(5)を同ハの(4)とし、同号を第三十六号とし、同号の次に次の六号を加える。

三十七 介護給付費等単位数表第14の15の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

三十八 介護給付費等単位数表第14の16の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

三十九 介護給付費等単位数表第15の17の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

四十 介護給付費等単位数表第15の18の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

四十一 介護給付費等単位数表第16の9の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

四十二 介護給付費等単位数表第16の10の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

第七号中「第9」を「第8」に、「第十五点」を「八点」に改め、同号を第二十四号とし、同号の次に次の十一号を加える。

二十五 介護給付費等単位数表第9の11の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十六 介護給付費等単位数表第9の12の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

二十七 介護給付費等単位数表第10の14の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十八 介護給付費等単位数表第10の15の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

二十九 介護給付費等単位数表第11の9の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十 介護給付費等単位数表第11の10の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

三十一 介護給付費等単位数表第12の13の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十二 介護給付費等単位数表第12の14の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

三十三 介護給付費等単位数表第13の13の注1の厚生労働大臣が定める基準

イ 移行準備支援体制加算(I)

算定対象となる利用者が、利用定員の百分の五十以下であること。

ロ 移行準備支援体制加算(II)

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(1) 就労支援単位（就労移行支援事業の訓練が三人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。）ごとに実施すること。

(2) 移行準備支援体制加算(II)の算定対象となる利用者が、利用定員の百分の七十以下であること。

(3) 一就労支援単位ごとに職員を配置することとし、介護給付費等単位数表第13の1のイの就労移行支援サービス費(I)については、就労支援単位ごとの職員の数が、常勤換算方法で、施設外就労利用者の数を六で除して得た数以上であること。

三十四 介護給付費等単位数表第13の16の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十五 介護給付費等単位数表第13の17の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

第六号イの(6)中「介護福祉士、」の下に「実務者研修修了者、」を加え、同イの(7)中「五年以上の実務経験を有する」の下に「実務者研修修了者、」を加え、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同イの(9)中「以上である者」の下に「及び喀痰^{かくたん}吸引等が必要とする者」を加え、同号を第十二号とし、同号の次に次の十一号を加える。

十三 介護給付費等単位数表第4の5の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十四 介護給付費等単位数表第4の6の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十五 介護給付費等単位数表第5の6の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十六 介護給付費等単位数表第5の7の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十七 介護給付費等単位数表第6の14の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十八 介護給付費等単位数表第6の15の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十九 介護給付費等単位数表第7の9の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ 当該指定短期入所事業所において、緊急に指定短期入所を受ける必要がある者（現に指定短期入所を受けている利用者を除く。以下この号において同じ。）を受け入れるために、利用定員の百分の五に相当する数の利用者に対応するための体制を整備していること。

ロ 算定月の属する月の前三月間において、利用定員に利用者に対して指定短期入所を行った日数を乗じて得た数に占める当該三月間における利用延人数の割合が百分の九十以上であること。

二十 介護給付費等単位数表第7の13の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十一 介護給付費等単位数表第7の14の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

二十二 介護給付費等単位数表第8の3の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十三 介護給付費等単位数表第8の4の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

第五号を第十一号とする。

第四号イの(6)中「介護福祉士、」の下に「実務者研修修了者、」を加え、「別表第四」を「別表第五」に改め、同イの(7)中「五年以上の実務経験を有する」の下に「実務者研修修了者、」を加え、同イの(9)中「以上である者」の下に「及び喀痰吸引等かくたんを必要とする者」を加え、同号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 介護給付費等単位数表第3の5の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十 介護給付費等単位数表第3の6の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

第三号を第七号とする。

第二号イの(7)中「介護福祉士、」の下に「実務者研修修了者、」を加え、同イの(8)中「五年以上の実務経験を有する」の下に「実務者研修修了者、」を加え、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同イの(10)中「以上である者」の下に「及び喀痰吸引等かくたんを必要とする者」を加え、同号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 介護給付費等単位数表第2の6の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

六 介護給付費等単位数表第2の7の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

第一号の次に次の二号を加える。

二 介護給付費等単位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 当該指定居宅介護事業所等（介護給付費等単位数表第1の1の注13に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。）において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及

び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。）に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

(4) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金

に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イの(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

三 介護給付費等単位数表第1の6の注の厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 福祉・介護職員等の賃金(退職手当を除く。)に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措

置を講じていること。

ロ 当該指定居宅介護事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

ニ 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

ヘ 当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

○厚生労働省告示第 号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第百二十七条第三項の規定に基づき、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号を削り、第二号中「第9」を「第8」に改め、同号を第一号とし、同号の次に次の三号を加える。

二 障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項に規定する相談支援専門員

三 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条に規定する相談支援専門員

四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条に規定する相談支援専門員

○厚生労働省告示第 号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第八号中「別表第二」の下に「及び別表第三」を加える。

第九号イ中「別表第三」を「別表第四」に改める。

○厚生労働省告示第 号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成十八年厚生労働省告示第五百五十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

題名中「及び従業者の員数の基準」を「、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数」に改める。
第一号の口中「指定療養介護事業所」の下に「（指定障害福祉サービス基準第五十条第七項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所を除く。）」を加える。

第二号の本文中「注3」を「注5」に、「及び従業者」を「、従業者」に、「並びに所定単位数」を「及び所定単位数」に改め、「乗じる割合」の下に「並びに注6の厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準及び所定単位数に乘じる割合」を加え、同号口中「指定生活介護事業所等」の下に「（指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設を除く。）」を加え、同号に次のよ

うに加える。

ハ 指定生活介護事業所の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間に満たないこと。	百分の八十

第三号を削る。

第四号中「第8」を「第7」に、「注11」を「注16」に改め、同号を第三号とする。

第五号中「第10」を「第9」に改め、同号を第四号とする。

第六号中「第11」を「第10」に改め、同号口中「指定障害者支援施設等」の下に「（指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設を除く。）」を加え、同号を第五号とする。

第七号中「第12」を「第11」に改め、同号を第六号とする。

第八号中「第13」を「第12」に改め、同号を第七号とする。

第九号中「第14」を「第13」に改め、同号を第八号とする。

第十号中「第15」を「第14」に改め、同号を第九号とする。

第十一号中「第16」を「第15」に改め、同号を第十号とする。

第十二号中「第17」を「第16」に改め、同号を第十一号とする。

○厚生労働省告示第 号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号のイ中「第5の1のイ」を「第5の1のイの(1)」に改め、「当該指定療養介護の単位」の下に「（指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。）」を加え、「（生活支援員として看護師を配置している場合にあつては、平成二十四年三月三十一日までの間、看護師以外の生活支援員の員数と生活支援員として配置されている看護師の員数に一・五を乗じて得た数の合計数とする。以下この号において同じ。）」を削り、「ロからニまで」を「ロの(1)、ハの(1)及びニの(1)」に改め、同号のロを次のように改める。

ロ 介護給付費等単位数表第5の1のイの(2)の療養介護サービス費(Ⅱ)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるもののいずれかに該当する指定療養介護事業所であること。

(1) 当該指定療養介護の単位ごと（指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。）に置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を三で除して得た数以上であること。

(2) 指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所（以下「特例指定療養介護事業所」という。）であつて、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者（介護給付費等単位数表第5の1の注2に規定する者を含む。ハの(2)、ニの(2)及びへからチまでにおいて同じ。）の数の平均値を三で除して得た数以上であること。

第一号のハを次のように改める。

ハ 介護給付費等単位数表第5の1のイの(3)の療養介護サービス費(Ⅲ)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるもののいずれかに該当する指定療養介護事業所であること。

(1) 当該指定療養介護の単位（指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定によ

り同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。)ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。

(2) 特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。

第一号の二を次のように改める。

ニ 介護給付費等単位数表第5の1のイの(4)の療養介護サービス費(Ⅳ)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるもののいずれかに該当する指定療養介護事業所であること。

(1) 当該指定療養介護の単位(指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。)ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

(2) 特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

第一号のホ中「第5の1のホ」を「第5の1の(5)」に、「指定障害福祉サービス基準附則第三条第

二項の規定により読み替えて適用される指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する数以上であること。」を「常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。」に改め、同号に次のように加える。

へ 介護給付費等単位数表第5の1のロの(1)の経過の療養介護サービス費(I)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

特例指定療養介護事業所であつて、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

ト 介護給付費等単位数表第5の4のイの人員配置体制加算(I)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

介護給付費等単位数表第5の1のロの(1)の経過の療養介護サービス費(I)を算定している特例指定療養介護事業所であつて、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を一・七で除して得た数以上であること。

チ 介護給付費等単位数表第5の4のロの人員配置体制加算(II)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

介護給付費等単位数表第5の1の(2)の療養介護サービス費(II)を算定している特例指定療養介護事業所であつて、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換

算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二・五で除して得た数以上であること。

第二号中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同ロの前に次のように加える。

イ 介護給付費等单位数表第6の1のハの経過的生活介護サービス費を算定すべき指定生活介護の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）であること。

第二号に次のように加える。

ホ 介護給付費等单位数表第6の11の延長支援加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれかにも適合すること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定める営業時間が八時間以上であり、かつ、利用者に対して八時間を超えて指定生活介護等を行うこと。

(2) 指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

第二号の二のイ中「第8」を「第7」に改め、「医療型特定短期入所サービス費(I)」の下に「若し

くは医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)を加え、同号の口中「第8」を「第7」に、「医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)若しくは医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)」を「医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)若しくは医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)」に改め、同号に次のように加える。

ハ 介護給付費等単位数表第7の1のハの医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所事業所の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるもののいずれかに該当する指定短期入所事業所であること。

(1) 医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所

(2) 介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設

第二号の三中「第10」を「第9」に改める。

第三号の口中「第11」を「第10」に改め、同口の(3)中「いること」の下に「(施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。)」を加え、同口を同号のハとし、同号のイ中「第11」を「第10」に改め、同イを同号のロとし、同ロの前に次のように加える。

イ 介護給付費等単位数表第10の1のホの経過的施設入所支援サービス費を算定すべき指定施設入所支援の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設であること。

第四号のイ中「第13」を「第12」に改め、同号のロ中「第13」を「第12」に改め、同ロの(1)の(一)中「(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する障害者支援施設をいう。)」を削り、同号のハ中「第13」を「第12」に改め、同号のニ中「第13」を「第12」に改め、
、「(昭和二十三年法律第二百五号)」を削る。

第五号中「第14」を「第13」に改める。

第五号の二中「第15」を「第14」に改める。

第六号中「第16」を「第15」に改める。

第七号中「第17」を「第16」に改める。

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）及び障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号中「第9」を「第8」に改め、同号のイ中「、児童デイサービス」を削り、「、就労継続支援又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第二十条に規定する旧法施設支援（通所によるものに限る。）」を「又は就労継続支援」に改め、同イの(1)中「八百単位」を「七百九十三単位」に改め、同イの(2)中「七百八十単位」を「七百七十三単位」に改め、同号のロ中「八百九十単

位」を「八百八十二単位」に、「第十七条第一項第一号」を「第十七条第一号」に、「第五条第十八項第二号」を「第五条第二十二項」に、「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に、「第七条第一項第二号」を「第十七条第二号」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同号のハ中「六百四十五単位に三百十四単位を加算した単位数」を「九百五十一単位」に改める。

第二号中「第9」を「第8」に改める。

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第四条第一項第一号及び第六号並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第十一条第一項第二号及び第七号の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二号及び第四百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号中「第十七条第一項第二号」を「第十七条第二号」に改める。

第三号中「指定障害者支援施設基準」という。）の下に「第四条第一項第一号のイの(2)の(イ)の(イ)及び」を、「障害者支援施設基準」という。）の下に「第十一条第一項第二号のイの(2)の

(一)の(イ)の(i)及び」を加え、「又は(4)」を「、(4)又は(5)」に改める。

第四号中「指定障害者支援施設基準」の下に「第四条第一項第六号のイの(1)及び」を加え、「及び障害者支援施設基準」を「並びに障害者支援施設基準第十一条第一項第七号のイの(1)及び」に、「第11」を「第10」に改める。

○厚生労働省告示第 号

厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十四号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省告示第 号

厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び旧身体障害者更生施設支援費等の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百五十五号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号を次のように改める。

- 一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の注2の厚生労働大臣が定める者
次のイ又はロに該当する者

イ 平成十八年九月三十日において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する

る法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「旧児童福祉法」という。）第四十二条に規定する知的障害児施設、旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）に入所していた者又は指定医療機関（旧児童福祉法第七条第六項及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）に入院していた者のうち、同年十月一日以降当該知的障害児施設等又は指定医療機関から継続して一以上の他の指定療養介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項に規定する指定療養介護事業所をいう。）を利用している者又は知的障害児施設等若しくは指定医療機関を退所若しくは退院した後指定療養介護事業所を利用する者

ロ 平成二十四年三月三十一日において知的障害児施設等に入所していた者又は指定医療機関に入院していた者のうち、同年四月一日以降当該知的障害児施設等であった児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設又は当該指定医療機関から継続して一以上の他の指定療養介護事業所を利用している者又は当該知的障害児施設等であった同条に規定する障害児入所施設若しくは当該

指定医療機関を退所若しくは退院した後に指定療養介護事業所を利用する者

第二号を次のように改める。

- 二 介護給付費等単位数表第6の1の注1(3)、同注(4)及び第10の1の注1(3)の厚生労働大臣が定める者

次のイ又はロに該当する者

- イ 特定旧法指定施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設をいう。以下同じ。）に入所した者のうち、当該特定旧法指定施設から継続して一以上の他の指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。）若しくはそのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）（以下「指定障害者支援施設等」という。）に入所している者若しくは当該特定旧法指定施設から継続して一以上の他の指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）を利用してしている者又は当該特定旧法指定施設、当該指定障害者支援施設等若しくは当該指定生活介護事業所を退所した後指定障害者支援施設等に再度入所する者若しくは指定生活介護事業所を再度利用する者及び前号に掲げる者

ロ 地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって介護等を受けることが困難な者

第四号中「第12」を「第11」に改め、同号を第十号とする。

第三号中「第10」を「第9」に、「第11」を「第10」に、「第13」を「第12」に、「第17」を「第16」に改め、同号を第九号とする。

第二号の次に次の六号を加える。

三 介護給付費等単位数表第6の1の注1(4)の厚生労働大臣が定める者

前号イに定める者

四 介護給付費等単位数表第6の1の注1(5)の厚生労働大臣が定める者

平成二十四年三月三十一日において、重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者に対する生活介護に準ずる事業を行っていた事業所を利用していた者

五 介護給付費等単位数表第6の1の注4及び第10の1の注2の厚生労働大臣が定める者

平成二十四年三月三十一日において現に存していた旧児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）（通所のみによる利用に係るものを除く。）に入所した者のうち、当該旧指定知的障害児施設等に継続して入所している者

六 介護給付費等単位数表第7の8の注2の厚生労働大臣が定める者

次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続していること

- (1) 常時頻回の喀痰^{かくたん}吸引を実施している状態
 - (2) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
 - (3) 中心静脈注射を実施している状態
 - (4) 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
 - (5) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
 - (6) 膀胱^{ぼうこう}又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマ処置を実施している状態
 - (7) 経鼻胃管や胃瘻^{ろう}等の経管栄養が行われている状態
 - (8) 褥瘡^{じょくそう}に対する治療を実施している状態
 - (9) 気管切開が行われている状態
- 七 介護給付費等単位数表第7の10の注1及び注2の厚生労働大臣が定める者
- 現に利用定員の百分の九十五に相当する数の利用者に対応している指定短期入所事業所において、緊急に指定短期入所を受ける必要がある者
- 八 介護給付費等単位数表第7の11の注1の厚生労働大臣が定める者

運動機能が座位までであつて、別表の各項目に規定する状態が六か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、十点以上である者

別表

判定スコア (スコア)

- (1) レスピレーター管理 = 10
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭^{ゑん}エアウェイ = 5
- (4) O₂吸入又はS p O₂ 90パーセント以下の状態が10パーセント以上 = 5
- (5) 1回/時間以上の頻回の吸引又は8.6回/日以上以上の頻回の吸引 = 3
- (6) ネブライザー6回/日以上又は継続使用 = 3
- (7) I V H = 10
- (8) 経口摂取 (全介助) = 3
- (9) 経管 (経鼻・胃ろう含む。) = 5
- (10) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (11) 持続注入ポンプ使用 (腸ろう・腸管栄養時) = 3
- (12) 手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上 = 3
- (13) 継続する透析 (腹膜灌流^{かん}を含む。) = 10
- (14) 定期導尿3回/日以上 = 5

(15) 人工肛門 = 5

(16) 体位交換 6 回 / 日以上 = 3

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び障害児施設給付費の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百六十六号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、厚生労働大臣が定める児童等（平成十八年厚生労働省告示第五百六十七号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省告示第 号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

本文中「第8」を「第7」に改める。

○厚生労働省告示第 号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）、障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号）及び障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成二十一年厚生労働省告示第七十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

本文中「並びに」を「及び」に、「障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表サービス利用計画作成費単位数表1のサービス利用計画作成費の注4及び」を削り、「一の注」の下に、「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表地域相談支援給付費単位数表第1の1の地域移行支援サービス費の注3及び第2の地域定着支援サービス費の注4並びに障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算

定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表1の計画相談支援費の注9」に改める。

○厚生労働省告示第 号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食（平成二十一年厚生労働省告示第百七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

本文中「第11の16」を「第10の13」に、「潰瘍^{かいよう}」を「潰瘍」に改める。

○厚生労働省告示第 号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成二十一年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

本文中「第14」を「第13」に改める。

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第二号の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第十七条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成二十二年厚生労働省告示第百七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

題名及び本文各号列記以外の部分中「第十七条第一項第二号」を「第十七条第二号」に改める。
第二号を削る。

第三号中「介護給付費等単位数表」を「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表」に、「第13」を「第12」に、「第14」を「第13」に改め、同号を第二号とする。

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第二号の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成二十三年厚生労働省告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

題名及び本文中「第二十一条の三第一項第二号」を「第二十一条第一項第二号」に改める。

○厚生労働省告示第 号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第四号中「現に存する」の下に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第 号）第二十三条の規定による改正前の」を加える。